

2. 西郡廃寺について

1) はじめに

今回の発掘調査地点は、西郡廃寺推定地の東側に^{註1}あたるため、調査当初から同廃寺に関連する遺構・遺物が検出されることを想定したが、同廃寺に関連すると思われる若干の遺物が得られた他は、寺院跡と積極的に捉えられる遺構は検出されなかった。なお、これまでに知られている西郡廃寺関係の遺物は、当調査地西側の天神社境内にある塔心礎石^{註2}があげられよう。これは、現在置かれている地点（第62図A）より100 m程北方で掘出されたものである。また天神社付近から北方一带に「八間堂」という小字名が残っていたため、この付近に西郡廃寺の寺域が想定されている。これらの資料と付近一帯で実施された発掘調査の資料等を検討し、さらに^{註3}西郡廃寺の檀越氏族と目される錦織（部）^{註4}氏の史料等を含め、西郡廃寺をめぐる問題の所在を明確にしていきたい。

2) 西郡廃寺およびその周辺の発掘調査

これまで西郡廃寺推定範囲内では、八尾市教育委員会が天神社南西方の泉町2丁目43を昭和55年2月（市教委昭和55年2月調査）に、泉町2丁目16-1を同年3月（市教委昭和55年3月調査）に調査している（第62図）。市教委昭和55年2月調査では、若干の瓦片等も出土したが、^{註5}主に中世に比定される遺構・遺物を検出している。市教委昭和55年3月調査では前述の調査と同様に中世に比定される遺構を検出したが、この時期の整地層からは西郡廃寺に関連する瓦片が出土した。その中には、瓦等面の一部が遺存する軒丸瓦の細片が一点あったが、瓦当文様が明確に知れなかったため、その時点では西郡廃寺をめぐる子細の検討を加えるに至らなかった。しかし、天神社北側の農業用井戸（第62図B）を掘削していた時に瓦当面が遺存する軒丸瓦が出土していたことが、今回の調査中に確認された。これを既往調査の出土遺物と照合した結果、市教委昭和55年3月調査で出土していた瓦当面の一部が遺存する軒丸瓦と同意匠の瓦当文様であることが判明した。さらに、当調査で西郡廃寺と何らかの関係を示すものとしては、瓦当面の一部が遺存する軒平瓦やSE-6に使用されていた曲物の墨書が掲げられる。

上述のほか、萱振A遺跡内では大阪府教育委員会が、当調査と前後する昭和58年6月から昭和59年11月にかけて萱振7丁目で府立八尾北高校建設に先立って発掘調査（府教委昭和58～59年調査）を実施している。^{註6}この調査地は、当調査地の南方約200 mに位置し（第62図）、縄文時代から鎌倉・室町時代に至る遺構・遺物が検出されている。そのうち、西郡廃寺に符合する時期のものとしては奈良時代の集落が注目され、その中心部では6棟以上の掘立柱建物・刳船を転用した井戸等が検出されている他、七位相当の官人のものといわれる銅製帶金具（丸鞆）が出土している。そのほか、鎌倉時代末期に比定される井戸のうち、奈良時代から鎌倉時代の瓦片を積み上げた瓦積井戸が検出されている。^{註7}その中には、市教委昭和55年3月調査・天神社北

側農業用井戸・当調査それぞれで出土した軒丸瓦・軒平瓦の瓦当文様と同意匠のものが含まれていた。また、瓦積井戸が鎌倉時代に構築されていることから、西郡廃寺の廃絶時期を示唆するものといえよう。以上のように、従来西郡廃寺に関する資料は、塔心礎石のみであったといっても過言でなかったが、西郡廃寺推定地および周辺の調査成果によって、その実態の一部が窺える資料が得られてきたと考えられる。

3) 出土瓦から見た西郡廃寺

今回の調査に際して多数の瓦片が出土した。そのうち瓦当面が遺存しているものは2点であった。1点は、先述の天神社北側の農業用井戸掘削の際に出土していた細素十二葉蓮華文軒丸瓦（第5図）である。これは、直径15.9cmを測る。中房は、直径3.5cmを測り、小粒で隆起の大きい蓮子を1+6に配するが、蓮子の形状はやや不揃いである。内区の花弁はやや細く、弁端部に向かって反っている。弁端は、やや尖り気味のものや丸味のあるものである。子葉は、花弁中央を弁端へ向かって直線的に伸びる。間弁は、中房を画する圏線に接せず、弁端付近で楔形に表現されている。外区は、2本の圏線間に小粒の珠文を配している。もう一点は、当調査のSE-6で出土した扁行唐草文軒平瓦（第34図）である。これは、瓦当面に対して右端部が遺存するもので、外区に線鋸齒文がみられる。このほか、先述の府教委昭和58～59年調査の際に検出された鎌倉時代末期に比定される瓦積井戸に使用された屋瓦片がある。これには、飛鳥時代から鎌倉時代に比定されるものが含まれている。そのうち、飛鳥時代後期のものとされている軒丸瓦は瓦当面の半分以上が遺存し、奈良時代に比定されている軒平瓦は瓦当面に対して左半分が遺存しており、当調査に際して得られた屋瓦と同意匠のものが含まれていた。また、市教委昭和55年3月調査の際に出土した軒丸瓦の細片も今回の調査の結果、上述の軒丸瓦と同意匠であることが判明した。

以上の結果から、細素弁十二葉蓮華文軒丸瓦（蓮華文軒丸瓦）と扁行唐草文軒平瓦（唐草文軒平瓦）が、ある時期西郡廃寺の屋瓦として使用されていた可能性が強いといえよう。以下、この蓮華文軒丸瓦と唐草文軒平瓦について検討していくことにする。これらの類例としては、河内寺跡（東大阪市河内町所在）出土の屋瓦が掲げられる。蓮華文軒丸瓦は、同寺跡出土の飛鳥時代後期後半に比定される端瓦第Ⅱ形式に、また唐草文軒平瓦は、奈良時代に比定される端瓦第Ⅲ形式に類似するものである。このように、西郡廃寺で、ある時期に河内寺の屋瓦に類似した屋瓦を使用した背景のひとつとしては、西郡廃寺の檀越氏族である錦織氏と河内寺の檀越氏族である河内連が、いずれも百済国出自の渡来系氏族であることが想起される。さらに、西郡廃寺と河内寺の建立に際して、同一もしくは同系統の造瓦集団が関与した可能性が考えられよう。ただ、河内寺跡出土屋瓦の型式分類では、蓮華文軒丸瓦と唐草文軒平瓦が組合せられる関係になっていない。この組合せの是非如何によっては、西郡廃寺の屋瓦型式の組合せとその

註10

比定される時期、さらに西郡廃寺の創建年代の問題を左右する要素を有している。したがって、現段階ではこれらの問題に言及する状況ではないと考えられる。なお、推察が許されるならば、**蓮華文軒丸瓦**も**唐草文軒平瓦**も、河内寺跡出土の屋瓦型式と全く同意匠でなく一部改変されたものであることが窺えるため、端瓦第Ⅱ形式より後出の端瓦第Ⅲ形式の時期にこれらの屋瓦が製作されたものと思われる。^{註11}したがって、これらの組合せの屋瓦は西郡廃寺の最古型式と考えれば、西郡廃寺は、端瓦第Ⅲ形式の時期である奈良時代に創建されたものと推察できよう。

4) 史料に見られる錦織氏

西郡廃寺の檀越氏族は、錦織(部)氏とされている。以下は、錦織氏に関する史料を整理して、錦織氏と西郡廃寺の関係について検討していくことにする。

錦織氏の初見は、『日本書紀』(以下、「書紀」と略称する。)仁徳天皇四十一年(史料1)である。これに見える石川錦織首呂斯は、百済系渡来人であって、同様の酒君との関係が窺える。これ以後の史料では、錦部定安那錦(史料2)が、陶部高貴らとともに「新漢」と見えるように漢氏に掌握されていた渡来系工人である。「書紀」では、これらの渡来人を「今來の才伎」と呼んでおり、「書紀」の紀年からすれば5世紀後半の時期にあたる。これに対して、「古渡」と呼ばれるものがある。これは、おそらく許呂斯の時代である2世紀から3世紀頃の渡来人に対する呼称である。したがって、「書紀」編纂時の伝承にかなり早い時期から渡来した人々の中に錦織氏を含むという認識があったといえる。このことは、弘仁六(815)年に撰述されている『新撰姓氏録』河内国諸藩(以下、「姓氏録」と略称する。)の錦織連の記述(史料32)へ連なるのであろう。このほか、錦織首大石(史料3)・錦織首久僧(史料5)は、それぞれ高麗からの使節の守護・任那からの使節の共食者という役職に付き、総じて対外関係の職域に従事している。錦織首赤猪(史料6)は、蘇我蝦夷の側近者と考えられる。このように、大化前代の錦織氏一族は、史料的制約から推察の域を出ないが蘇我氏が掌握していた渡来系氏族の一員として面目躍如たる位置を保っていたようである。なお、「書紀」舒明紀(7世紀中頃)まで錦織氏は、首姓であるが、これ以後造姓に改姓されていることから、6世紀代から7世紀前半までに錦織氏は、氏姓制度社会において着実にその勢力進展を計り、伴造階層として政治的・社会的地位を保持していったと思われる。しかし「書紀」大化二年春正月条(史料7)では、臣連伴造国造の部民が解放され、豪族層は私地私民の収公という打撃を受けたと考えられている。そして、大化二年秋八月条(史料8)では、部民を解放するかわりに豪族層を新しい官僚に採用することを明らかにしている。これら一連の政治改革であるいわゆる大化改新の後、錦織氏一族はどのような状況に至ったのであろうか。

「書紀」天武天皇十年四月条(史料9)で錦織造小分が、造姓から連姓へ改められ、同十二年九月条(史料10)には、錦織造が連を賜姓している。これに相前後する天武九年から十二年

までの間に多数の氏族が改姓されている。そして、天武十三年にはいわゆる八姓の制定に至り、この一連の政治状況の中で錦織氏も改姓されたといえよう。錦織連の一族が、この間の政治状況でどのように位置付けられるかはともかく、7世紀後半以後の律令体制に入る時期においても、その政治的地位は失墜していないといえる。これ以後、8世紀代に入って律令体制の展開期においては、『続日本紀』（以下、「続紀」と略称する。）大宝元年正月条に見られる錦部連道麻呂（史料12）を初めとして多数の人々が掲げられる。（史料13～28）。官位は、従五位上まで昇進した者もあり、遣唐大録（史料12）、越後国掾（史料17）、写経師（史料19）、画師（史料20）、織部正（史料26）等の役職に付いている。そのうち、「続紀」延暦九年三月条にみえる織部正錦部家守（史料26）は、この時代には大化前代からの伝統的職業と官職とは関係が薄いといわれているが、その実態はともかく非常に特異な例といえる。また、これら律令体制の展開期にみられる錦織連一族は、8世紀代を通じて連綿と登場し、その後9世紀代に入っても、錦部連清刀自・安宗・三宗麻呂（史料29～31）が見える。このうち、『三代実録』貞観九年四月条では、錦部連三宗麻呂・安宗が、惟良宿禰に改姓される。

以上、大化前代から律令体制展開期の錦織氏一族の動向を列記してみた。さらに、職業部の伴造階層の中で錦織氏一族の消長を検討してみる。第4表は、阿部武彦氏が、天武十二年に連姓へ改姓された氏族を抽出したものである。氏はこれらの伴造は大化前代それぞれ職業を以て朝廷に奉仕した中央の総領的伴造であったと考えられている。これによると、21氏中「続紀」に見えるのは門部連・錦織連等6氏で官位は従五位程度まで昇っている。「姓氏録」にみえるものは21氏中7氏であると指摘され、鏡作連や日奉連の人名が、その他の当時の文献にみえているが、あまり活躍していたように思われず、ただ名代・子代の伴造に比して平安時代まで残った氏も多いといわれている。しかし、総体的には7世紀後半の天武朝に錦織氏と同様の中央の総領的伴造であった諸氏は、「続紀」や「姓氏録」が撰述された延暦年間から弘仁年間に至る

	続紀	姓氏録	備考
門部連	○	○	美濃少掾、筑前掾
錦織連	○	○	従五位下
綾連	○	○	外従五位下
鳥取連	○	○	外従五位下
黄文連	○	○	従五位下
倭馬飼連	○	×	対馬目正八位上
水取連	×	○	主水令史正七位下
采女連	×	○	
鏡作連	×	×	大養徳添上郡黒田郷戸主
日奉連	×	×	散位寮大属正八位上
殿服部連	×	×	
蓆集連	×	×	
勾宮作連	×	×	
壺部連	×	×	
羽束連	×	×	
語連	×	×	
川内馬飼連	×	×	
安羅々馬飼連	×	×	
菟野馬飼連	×	×	
紀酒人連	×	×	
内蔵衣縫連	×	×	

第4表 天武十二年に連姓に改姓された伴造の一覧
(註13より引用)

9世紀初頭までには史上に跡づけられることなく没落していったようである。このような状況下であっても、錦織連一族は前述のように9世紀後半に至っても宿禰姓に改められており、依然として政治的地位の存続・伸長を図っているといえよう。

5) 錦織氏の仏教信奉と西郡廃寺

前節では錦織氏の政治的動向を軸にその社会的位置も含めて史料をみてきたが、以下は錦織氏と西郡廃寺の関係、特に古代社会における渡来系氏族錦織氏にみられる仏教信奉の問題から検討していくことにする。

「書紀」敏達天皇十三年是歳条に錦織壺之女石女の名が見えるが(史料4)、つとに津田左右吉博士は、この条のうち、「以舍利置鐵質中。振鐵鎚打。其質與鎚悉被摧壞。而舍利不可摧毁。」の箇所は、「梁高僧伝」康僧会条の「置舍利於鐵砧碓上。使刀者擊之。於是砧碓俱陷。舍利無損。」を改変したものであると指摘されている。さらに、井上薫氏は欽明天皇十三年十月条とこの敏達天皇十三年是歳条・同十四年二月条・三月条六月条・用明天皇二年四月条は、同一の特色をもち、かつ密接な脈絡をもつ記載であり、欽明天皇十三年十月条については、最勝王経大般若経・楞嚴経・梁高僧伝などそれぞれ大部な仏教の典籍から文章の材料をとって、これを自家葉籠のものとしてきわめて功妙に改作している点に注意すると仏家以外の人ならではの記載の筆録はとうてい不可能であるといわねばならないといわれ、これら「書紀」仏教伝来に関わる筆録者は、道慈であると指摘されている。したがって、敏達十三年是歳条を含むこれらの記載は多分に潤色されており、歴史的事実を示すものとは考えられないことになる。^{註14}

ただし、「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」(以下、「元興寺縁起」と略称する。)にも錦師都瓶善女伊志売の名がみえる(史料11)。この「元興寺縁起」にも「書紀」の仏教受容に関わる記載と同様にその成立事情など問題が多々ある。ただ、いずれの史料にも石女(伊志売)の名がみられ、このことは「元興寺縁起」や「書紀」の筆録時に、司馬氏・漢氏とともに錦織氏の仏教信奉者の存在が確固たる伝承として認識されていたといえよう。したがって、司馬止達の仏教信奉に関する説話にみられるような、いわゆる仏教公伝以前から錦織氏一族にも仏教信奉の伝統があったということが推察できよう。これ以後「正倉院文書」でみられる錦織連足国・吉足・乙万呂(史料18・20)は、錦織氏関係資料のうちで、錦部連安宗・三宗麻呂らと共に史料からその本貫地が知れる人々である。前者は河内国若江郡錦部里(八尾市北西部)であり、後者は河内国錦部郡(大阪府富田林市)を本貫地としている。さて、「正倉院文書」 貢 知識優婆塞貢進事、西南角領解に見える足国は戸主であり、吉足・乙万呂はその戸口である。籍帳研究の領域では、戸主・戸口等の記載をどのように解釈するかについては定かでなく、いわゆる戸実態説と戸擬制説の見解がある。前者は家族のほぼ実態を反映しているとみられている。後者は実態に近い状態を示しているが、8世紀代の史料にみえる足国・吉足・乙万呂の関係について^{註15}

は特に後者の可能性を内包すると考えられる。ただ、足国については管見のおよぶ限りでは（史料18・20）以外でみられないために断定的な解釈を加えることはできないが、この時期、足国が錦部里の中心的存在であったと思われ、西郡廃寺の造営に何らかの形で関与していたかもしれない。吉足の名がみえる「貢 知識優婆塞事」（史料18）は、奈良時代になると宮寺で多くの僧尼が必要となり、經典を読む力があり修行を積んで僧尼となるに堪える者を民間から推薦させたその推薦書である。「正倉院文書」にみられる同様の文書には、推薦された人（優婆塞・優婆夷）の氏名・本貫地・年齢・読誦できる經典・推薦者（師主）・修行年数を記されるのが一般的である。しかし、吉足の推薦書には師主・修業年数、さらに、史料では記された年号が省略されているが、「正倉院文書」では天平年間から天平勝宝年間のものと分類されている。これについては、天平十五年に盧舎那仏造発願詔（いわゆる東大寺大仏建立詔）が發布され、「大仏造営の労働力を得るため、仏典の修行によらなくとも造仏事業に奉仕した功で得度を許したから」記載内容が省略されたと考えられる。したがって、「正倉院文書」にみられる同様の文書は、天平十七年から記載が著しく簡単になっていることから首肯できよう。ただし、吉足が造仏事業に直接関与したかどうかは不明であるが、何らかの功績があったことが推察できよう。それは、河内国大鳥郡（のちには和泉国）を本貫地とした僧行基が、豪族層との関わりを背景とした大仏勧進に代表される事業を遂行した例にみられるように、国家的事業はさることながら地方の造寺事業などには、豪族層の経済的支援のみならず彼らの精神的欲求から関与して、その功績が評価されたと考えられる。

以上のように、錦織氏の仏教信奉に関わる史料を検討したが、西郡廃寺と直接結びつく史料は見出せなかった。しかし、錦織連吉足の名がみえる「貢 知識優婆塞事」からは、錦織氏の仏教信奉の一側面が窺えた。この資料に前後する7世紀後半以降になると地方でも多数の寺院が造営される。いわゆる白鳳期の寺院といわれるものは、北は陸奥の伏見廃寺・出羽の横浜山廃寺から、南は肥後の興善廃寺まで及んでいる。このような地方寺院造営の盛行は、地方豪族の仏教帰依の一側面を示している。この風潮は、推古朝以来の中央の仏教政策、特に天武朝のそれが大きく影響し、やがて8世紀になると国家仏教の展開とともに隆盛を極める。ただ、7世紀後半からの地方寺院造営の盛行の背景には、地方豪族の主体的な仏教信奉があったと考えられる。この点について守本順一郎氏は、「もともと地方豪族をとりまく精神的環境は村落を基盤とするものであって、村の社への信仰、ないしはウジとしての祖先への信仰とがその宗教であったと思われる。しかし、かかる宗教は、村落社会の共同体的諸関係を前提にしてなりたっており、その共同体的な秩序が後退するにしたがって、社の信仰も現世的呪術としての限界性を露出するようになった。六、七世紀の段階は、このような意味で共同体的社への信仰が一つの危機を示すようになったものと思われる。」といわれており、鬼頭清明氏は、「このような

危機をよりいっそうはっきりさせたものとしては、7世紀後半における対外戦争と内戦とであったに違いない。」として、白江村の戦（663年）と壬申の乱（672年）を掲げられ、「六～七世紀の日本における信仰形態は、在来の社を中心とする神祇信仰と、外来の道教・中国の俗信と仏教信仰が併存しており、それは一般民衆にとっても、支配層にとっても主として現世利己的な呪術として存在した。」^{註20}といわれている。以上のような状況を踏まえて、錦織氏の主体的な信仰形態を考えてみることにする。それは、石女の説話にみられるように、彼ら渡来系氏族の信仰の主体は、日本固有の社を中心とした神祇信仰ではなく、中国の俗信や道教、さらに朝鮮の民族宗教と仏教が融合した信仰であり、それと日本固有の神祇信仰が併存し日本における彼らの主体的信仰形態が形成されていったと考えられる。その後、日本在来の信仰形態に包括され、吉足の名がみえる「貢 知識優婆塞事」に表出しているように、中央の仏教政策に迎合していき、彼ら渡来系氏族も中央貴族とともに8世紀に盛行する国家仏教の重要な担い手となっていたといえよう。このように、錦織氏の仏教信奉は古代社会の宗教状況を逸脱したものではなく、西郡廃寺の造営もこの状況下で実施されたものといえよう。したがって、7世紀後半から精神的環境の危機が明確となった地方豪族の主体的信仰に基づいた造寺活動の中に、西郡廃寺の造営が位置づけられよう。しかも、錦織氏の主体的信仰の中心は、神祇信仰ではなく仏教信仰であったから、7世紀末頃までには造寺活動への気運は高潮期に達し、一早く造寺活動の潮流に乗ったと考えられよう。

6) まとめ

以上のように、発掘調査の成果と関係史料をもとにこれまで全く未知といっても過言ではなかった西郡廃寺について若干の考察を試みた。それは、発掘調査の成果から創建時頃の屋瓦形式が判明したこと、周辺地域では有機的関係を持つ集落が検出されていること、また廃絶時期を示唆する資料も得られたことなどが掲げられよう。さらに、関係史料から檀越氏族といわれている錦織氏の動向と西郡廃寺造営へ至る宗教状況を明らかにし、古代社会における西郡廃寺造営の位置付けを試みた。ただ、これらの考察は推論の域を出ず今後の調査研究に委ねなければ明らかに出来ない問題を含んでいる。これを踏まえたうえで敢えて推論を展開することが許されるならば、西郡廃寺は、7世紀末の持統朝から8世紀初頭の平城京遷都後の聖武朝までには創建され、8世紀代には伽藍が整備されていったものと考えられる。9世紀以後も史料にみられる錦織氏の動向やS E－6の曲物に記された墨書の紀年保元三（1185）年からみても、少なくとも平安時代末期までは寺院の存在が窺われる。しかし、錦織氏の衰亡もさることながら律令体制崩壊という社会的要因によって西郡廃寺は衰退の一途を辿り、鎌倉時代に法燈を継ぎ得ず廃絶に追い込まれたと考えられる。

- 註1 西郡廃寺の表記については、この寺跡が錦織氏関係の遺跡であると推定されるが、山号寺号を今に伝える資料がない寺跡に檀越氏族と考えられる氏族名をそのまま用いることは適確ではないと思う。寺号が判明している場合は「〇〇寺跡」とすればよいが、寺号が判然としない場合は小字名等の地名を冠して「〇〇廃寺」と付称すべきであると考えている。したがって、本稿では『八尾市史』文化財編などで用いられている廃錦織寺などの呼称は用いず、この寺跡が旧中河内郡西郡村に所在するため、「西郡廃寺」（ニシゴオリハイジ）という呼称を用いる。
- 註2 この塔心礎石は、縦160cm・横120cm・高さ60cm以上（埋込まれているため全高不明）。上面中央に径67cm・深さ37cmの凹孔があり、その底面中央に径21cm・深さ18cmの舍利孔がある。田中重久氏の形式分類（『塔婆心礎の研究』『聖徳太子御聖蹟の研究』1944年所収）によると「二段式円形無蓋舍利孔凹座心礎」である。同氏によるとこの形式の特徴である「凹座の心礎は推古朝から平安朝以後まで行はれた、言はば通相といふべき心礎であることが分る。實際上心礎は凹座のあることを最も必要とするから、最も早くから考へつかれ、最も長く類らなかった」と言われている。したがって、この塔心礎石の時期は、『八尾市史』本文編で「白鳳時代のものと思われる貴重な遺物」と言われているが、一概に白鳳時代と断じ得ず、この礎石だけで時期を推定することは難しい。
- 註3 西郡廃寺の寺域は、『八尾市史』本文編で「天神社の辺から少し北の方にあった。この辺を小字八間堂とよんでいる」といわれている。小字「八間堂」は、天神社を含みそれから北西方の泉町二丁目から三丁目までのかなり広範な区域である。
- 註4 錦織の表記については、出典史料の表記に準拠し、基本的には錦織とする。日本古典文学大系本『日本書紀』によると、錦部（西郡・ニシゴオリ）ニシゴリともニシコリとも訓読され、ニシキオリ（錦織）の約とされている。
- 註5 （財）八尾市文化財調査研究会 『八尾市埋蔵文化財発掘調査概報1980・1981年度』（財）八尾市文化財調査研究会報告2 1983
- 註6 広瀬雅信 「萱振遺跡調査速報」『八尾市文化財紀要Ⅰ』八尾市教育委員会 1985
- 註7 野田晃世 「萱振遺跡出土の中世井戸調査の概要」『八尾市文化財紀要Ⅰ』八尾市教育委員会 1985 および註6参照
- 註8 大阪府教育委員会 「河内寺跡調査概報—東大阪市河内町—」『大阪府文化財調査概要1967年度』（財）大阪文化財センター 1975、東大阪市教育委員会『河内寺跡』：東大阪市埋蔵文化財包蔵地調査概報11 1973、同『河内寺跡Ⅱ』：東大阪市埋蔵文化財包蔵地調査概報13 1974
- 註9 佐伯有清 『新撰姓氏録の研究』考証篇第五 吉川弘文館 1983
- 註10 註8によると、端瓦第Ⅱ形式の軒丸瓦には六重弧文押印指圧痕軒平瓦が組合せられ、端瓦第Ⅲ形式の軒平瓦には外区に鋸齒文と密珠文を配した複弁四葉蓮華文軒丸瓦が組合せられている。
- 註11 註8によると、端瓦第Ⅱ形式の軒丸瓦は十三葉蓮華文である。
- 註12 職業部の伴造とその宮司との関係において伝統的職業と官職と関係のあるものは、他に黄文連乙麻呂の画工司令史、水取連継人の主水令史があげられるだけである。
- 註13 阿部武彦 「伴造・伴部考」『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館 1984
この表のうち倭馬飼造・川内馬飼造・菟野馬飼造等は総領的伴造ではなく、それぞれの地域の首長で中央の宮司に属したと言われている。
- 註14 津田左右吉 『日本上代史研究』岩波書店 1947
- 註15 井上薫 「日本書紀仏教伝来記載考」『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館 1961
- 註16 関口裕子 「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史』2 古代2 歴史学研究会・日本史研究会編 東京大学出版会 1984
- 註17 井上薫 『行基』吉井弘文館 1959
- 註18 『日本書紀』天武天皇十四年三月条に「諸国每家作仏舎乃置仏像及經以礼拝供養」とある。この「每家作仏舎」については、辻善之助氏の「国府の官舎」説（『日本仏教史』上世篇）、家永三郎氏の「国民私宅」説（『上代仏教思想史研究』）、田村園澄氏（『飛鳥仏教史研究』）二葉憲香

氏（『古代仏教思想史研究』）の「氏寺」説があるが、いずれにしても当時の造寺活動の様相を反映し、中央の仏教政策の一端を示していると考えられる。

註19 守本順一郎『日本思想史の課題と方法』 新日本出版社 1974

註20 鬼頭清明「古代国家と仏教思想」『講座日本歴史』2 古代2 歴史学研究会・日本史研究会編 東京大学出版会 1984

註21 註21参照

史料

1、『日本書紀』 仁徳天皇四十一年春三月

遣紀角宿禰於百濟、始分国郡壇場、具録郷土所出。是時、百濟王之族酒君无禮。由是、紀角宿禰訶責百濟王。時百濟王懼之、以鉄鎖縛酒君附襲津彦而進上。爰酒君来之、則逃匿于石川錦織首許呂斯之家。則期之日、天皇既赦臣罪。故寄汝而活焉。久之天皇遂赦其罪。

2、『同』 雄略天皇七年是歲

（上略）由是、天皇詔大伴連室屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴・鞍部堅貴・畫部因斯羅我・錦部定安那錦・譯語卯安那等、遷居于上桃原・下桃原・真神原三所。

3、『同』 欽明天皇三十一年七月

秋七月壬子朔、高麗使到于近江。是月、遣許勢臣猿與吉士赤鳩、発自難波津、控引船於狹狹波山、而裝飾船、乃往迎於近江北山。遂引入山背高城館、則遣東漢坂上直子麻呂・錦部首大石、以為守護。更饗高麗使者於相樂館。

4、『同』 敏達天皇十三年是歲。

蘇我馬子宿禰、請其佛像二軀、乃遣鞍部村主司馬達等・池辺直氷田、使於四方、訪覓修行者。於是、唯於播磨国、得僧還俗者。名高麗惠便。大臣乃以為師。令度司馬達等女嶋。日善信尼。^{年十}又度善信尼弟子二人。其一、漢人夜菩之女豐女、名日禪藏尼。其二、錦織壺之女石女、名日惠善尼。^{一歲} ^{靈此云}（以下略）
^{都符。}

5、『同』 推古天皇十八年十月乙巳

饗使人等於朝。以河内漢直贄為新羅共食者、錦織首久僧為任那共食者。

6、『同』 舒明天皇即位前紀

（上略）適是時、蘇我氏諸等悉集、為嶋大臣造墓、而次于墓所。爰摩理勢臣壞墓所之盧退蘇我田家而不仕。時大臣愠之、遣身狹君勝牛・錦織首赤猪而誨日。（以下略）

7、『同』 大化二年春正月

（上略）罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉及別臣連伴造国造村首所有部曲之民處々田庄。（以下略）

8、『同』 大化二年秋八月

（上略）今以汝等使仕狀者、改去舊職新設百官及著位階以官位叙。（以下略）

9、『同』 天武天皇十年四月庚戌

錦織造小分・田井直吉摩呂・(中略)并十四人、賜姓日連。

10、『同』 天武天皇十二年九月丁未

倭直・(中略)錦織造・(中略)凡三十八氏、賜姓日連。

11、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』

(上略)時大臣恐懼而願弘佛法。既求可出家人、都无應者、但是時針間國有脱衣高麗老比丘名惠便與老比丘尼名法明、時按師首達等女斯末賣年十七在、阿野師保斯女等已賣、錦師都瓶善女伊志賣合三女等、(以下略)

12、『続日本紀』 大宝元年正月丁酉

(上略)進大參錦部連道麻呂為大録。

13、『同』 和銅六年正月丁亥

授、(中略)正六位上大蔵忌寸老、錦部連道麻呂、伊吉連古麻呂並從五位下。

14、『同』 神龜四年正月庚子

授、(中略)正六位上柿本朝臣建石、阿曇宿禰刀、錦部連吉美並從五位下。

15、『正倉院文書』 天平八年八月廿六日付「内侍司牒」(『大日本古文書』2—8)

内侍司 牒主薪所

天平八年八月廿六日錦部連川内(以下略)

16、『同』 周防国正税帳(『大日本古文書』2—131)

周防国天平十年正税帳史生大初位上秦連国麻呂

同日下午船傳防人部領使 大宰少判事從七位下錦部定麻呂、將從二人合三人
四日食稻五束二把溜四外塩二合四勺

17、『続日本紀』 天平十三年五月丙子

讃岐国介正六位上村国連子老、越後国掾正七位下錦部連男笠等、与官長失礼不相和順。仍解却見任。

18、『正倉院文書』 貢 知識優婆塞貢進事(『大日本古文書』25—83)

錦織連吉足^{年十九}河内国若江郡錦織郷戸主錦織連足国戸口

讀 最勝王經 二卷

法華經 二卷

理趣經 一卷

誦 心經

19、『同』 經師上日帳(『大日本古文書』3)

(上略)錦部連人成(日数略)。

(註、宝龜二年三月二十五日付奉写一切經所解にも同一人物の名がある。)

20、『同』 西南角領解 申画師等歷名事（『大日本古文書』4—227）

（上略）錦部連乙万呂^{年二十二}河内国若江郡錦部里戸主錦部連足国口（中略）天平勝宝九歲四月七日

21、『続日本紀』 天平神護元年正月己亥

授、（中略）從五位下錦部連河内（中略）並從五位上。

22、『同』 天平神護元年十二月乙巳

河内国錦部郡人從八位上錦部毗登石次、正八位下錦部毗登大嶋、大初位下錦部毗登真公、
錦部毗登高麻呂等廿六人、賜姓錦部連。

23、『同』 宝龜二年二月庚寅

復錦部連河内壳本位從五位上。

24、『同』 宝龜五年十一月乙巳

授大市妾无位錦部連針魚女外從五位下。

25、『同』 延暦五年正月乙巳

授、（中略）无位錦部連姉繼並從五位下。

26、『同』 延暦九年三月壬戌

外從五位下錦部連家守為織部正。

27、『日本書紀』 延暦十五年十一月丁酉

（上略）錦部連真奴等授從五位上。

28、『同』 延暦十六年正月甲午

宴五位已上。賜束帛有差（中略）正六位上錦部連春人（以下略）。

29、『三代実録』 貞觀三年二月七日

授、外從五位下錦部連清刀自從五位下。

30、『同』 貞觀五年九月五日

河内国錦部郡人木工權少属從七位上錦部連安宗、式部位子正七位上錦部連三宗麻呂等改本
居貫附左京職。

31、『同』 貞觀九年四月廿五日

主税少允從六位上錦部連三宗麻呂、木工少允正六位上錦部連安宗、賜姓惟良宿禰。

32、『新撰姓氏録』 河内国諸蕃

三善宿禰同祖百濟国速古大王之後也。